

議案第5号

北上市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償条例の一部を改正する条例

北上市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償条例（平成3年北上市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
職名	給料又は報酬	職名	給料又は報酬
[略]		[略]	
投票所の投票管理者	日額 <u>12,800</u>	投票所の投票管理者	日額 <u>14,500</u>
期日前投票所の投票管理者	日額 <u>11,300</u>	期日前投票所の投票管理者	日額 <u>12,800</u>
開票管理者及び選挙長	日額 <u>10,800</u>	開票管理者及び選挙長	日額 <u>12,200</u>
投票所の投票立会人	日額 <u>10,900</u>	投票所の投票立会人	日額 <u>12,400</u>
期日前投票所の投票立会人	日額 <u>9,600</u>	期日前投票所の投票立会人	日額 <u>10,900</u>
開票立会人及び選挙立会人	日額 <u>8,900</u>	開票立会人及び選挙立会人	日額 <u>10,100</u>
[略]		[略]	
備考 1	<p>期日前投票所の投票管理者の報酬について、2以上の期日前投票所を設けた場合の投票時間を短縮した投票所の投票管理者の報酬は、日額に、当該短縮した投票時間の公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）の規定による期日前投票時間に対する割合を乗じて得た額（10円未満の額が生じた場合は切り捨てる。）とする。</p>	備考 1	<p>公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第40条第1項ただし書きの規定により投票時間を短縮した投票所（以下「投票時間短縮投票所」という。）の投票管理者及び投票立会人の報酬は、日額に、当該短縮した投票時間の法の規定による投票時間に対する割合を乗じて得た額（10円未満の額が生じた場合は切り捨てる。）とする。</p>

2 投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬について、その者の職務に従事した時間が法の規定による投票時間に満たないときは、日額に、当該従事した時間の投票時間に対する割合を乗じて得た額（10円未満の額が生じた場合は切り捨てる。）とする。

3 期日前投票所の投票立会人の報酬について、その者の職務に従事した時間が法の規定による期日前投票時間に満たないときは、日額に、当該従事した時間の期日前投票時間に対する割合を乗じて得た額（10円未満の額が生じた場合は切り捨てる。）とする。

2 法第48条の2第6項の規定により読み替えて適用される第40条第1項ただし書きの規定により投票時間を短縮した期日前投票所（以下「投票時間短縮期日前投票所」という。）の投票管理者及び投票立会人の報酬は、日額に、当該短縮した投票時間の法の規定による期日前投票時間に対する割合を乗じて得た額（10円未満の額が生じた場合は切り捨てる。）とする。

3 投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬について、その者の職務に従事した時間が法の規定による投票時間（投票時間短縮投票所にあつては、当該短縮した投票時間。以下この項において同じ。）に満たないときは、日額（投票時間短縮投票所にあつては、第1項の規定により算定した額）に、当該従事した時間の投票時間に対する割合を乗じて得た額（10円未満の額が生じた場合は切り捨てる。）とする。

4 期日前投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬について、その者の職務に従事した時間が法の規定による期日前投票時間（投票時間短縮期日前投票所にあつては、当該短縮した期日前投票時間。以下この項において同じ。）に満たないときは、日額（投票時間短縮期日前投票所にあつては、第2項の規定により算定した額）に、当該従事した時間の期日前

<p><u>4</u> [略]</p> <p><u>5</u> [略]</p> <p><u>6</u> [略]</p>	<p>投票時間に対する割合を乗じて得た額（10円未満の額が生じた場合は切り捨てる。）とする。</p> <p><u>5</u> [略]</p> <p><u>6</u> [略]</p> <p><u>7</u> [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年6月12日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

投票所の投票管理者等の報酬を引き上げるほか、所要の改正をしようとするものである。